

教育職員免許法第6条別表第3を根拠に取得する場合(所有する免許状の上進)

教員免許をすでに所有し、かつ教員免許状による教員として良好な実務経験年数(担当在職年数)を基礎資格として、2種免許状から1種免許状への上級免許状を取得する方法です。

別表第3により免許状を上進する場合は、必ず別表第1の科目表により都道府県教育委員会にて履修指導を受け、かつ勤務年数についても確認してください。

〔教育職員免許法第6条 別表第3〕

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
受けようとする免許の種類		有する免許状の種類	最低在職年数	最低取得単位数
幼稚園教諭	1種免許状	幼稚園教諭2種免許状	5年	45
小学校教諭	1種免許状	小学校教諭2種免許状	5年	45
中学校教諭	1種免許状	中学校教諭2種免許状	5年	45
高等学校教諭	1種免許状	高等学校臨時免許状	5年	45

最低在職年数を超える在職年数があるときは、5単位にその超える在職年数を乗じて得た単位数を当該最低単位数から差し引くものとする。(10単位を限度とする。)

〔教育職員免許法施行規則第11条〕

免許法別表第3の規定により普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ第2欄に掲げる科目の単位を含めて第3欄に掲げる単位数を修得するものとする。

第1欄		第2欄			第3欄
免許の種類		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低取得単位数
幼稚園教諭	1種免許状	4	20	6	45
	2種免許状	5	30		45
小学校教諭	1種免許状	4	21	5	45
	2種免許状	4	29	2	45
中学校教諭	1種免許状	10	16	4	45
	2種免許状	10	21	4	45
高等学校教諭	1種免許状	10	12	8	45

教科及び教科の指導法に関する科目

※本学卒業生(通学課程を含む)を受講対象として開講しています。

国語：中学校、高等学校

教育職員免許法施行規則に定める科目	科目コード	本学での開講科目	授業形態	単 位			備 考	
				通信	面接	計		
国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	1301	詩論	講義	2	2	4	3日 20,000円	
	1302	文章論	講義	2	2	4	文章表現を含む。3日 20,000円	
	1303	言語芸術論	講義	4		4		
	1311	言語表現演習Ⅰ	演習		2	2	6日 30,000円	
	1313	言語表現演習Ⅱ	演習		2	2	6日 30,000円	
	1314	国語概論	講義	4		4	音声言語を含む。	
	1315	国語史	講義	4		4		
国文学(国文学史を含む。)	1305	小説論	講義	2	2	4	3日 20,000円	
	1316	日本文学の世界Ⅰ(注1)	講義	4		4	国文学史を含む。(古典文学)	
	1317	日本文学の世界Ⅱ(注1)	講義	4		4	国文学史を含む。(近代文学)	
漢文学	1318	漢文学	講義	4		4		
書道(書写を中心とする。)	1319	書道(注2)	△	演習	2	2	中学免許のみ必須。	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	5016	国語科指導法Ⅰ	△	講義	2	2	4	3日 20,000円
	5017	国語科指導法Ⅱ(注3)	△	講義	2		2	中学免許のみ必須。
	5021	国語科指導法Ⅲ(注3)	△	講義	2		2	中学免許のみ必須。

注1)「日本文学の世界Ⅰ」、「日本文学の世界Ⅱ」はどちらか1科目を選択。

注2)「書道」は高校免許申請には利用できません。

注3)「指導法Ⅲ」のみの履修は不可。但し、本学にて既に「指導法Ⅰ・Ⅱ」の6単位を取得済みの場合を除く。また、「指導法Ⅱ」と「指導法Ⅲ」のみの履修も不可。

※太字は「一般的包括的内容」を含むために必要な科目。